

とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号、第十号及び第十四号に
おいて規定する期日について同
じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二年第二期以後の利子
毎年の五月二十日及び十一月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成十四年十一月二十二日を
支払期とし、次の算式により算
出した金額を支払う。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.8}{100} \times \left(\frac{1}{2} + \frac{2}{365} \right)$$

償還期限
償還金額
元金支額
払場所
払者
入札参加
払込期日
平成十四年十一月二十日
額面金額
日本銀行本店、支店、代理店、
国債代理店及び国債元金支払
取扱店並びに通知を受けた者
財務大臣から通知を受けた者